

令和 6 年 4 月 11 日

一宮市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例施行  
規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中 野 正 康

令和6年4月11日

一宮市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中野正康

一宮市規則第18号

一宮市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
一宮市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則(令和4年一宮市規則第35号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(市民緑地設置における助成等) 第25条 略 2 前項の減額は、一宮市市税条例(平成17年一宮市条例第38号)付則第10条の2第14項又は一宮市都市計画税条例(平成17年一宮市条例第39号)付則第3条の規定により、地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第3項の特例の適用を受けるものであるときは、当該特例を受ける年度分については、適用しない。	(市民緑地設置における助成等) 第25条 略 2 前項の減額は、一宮市市税条例(平成17年一宮市条例第38号)付則第10条の2第14項又は一宮市都市計画税条例(平成17年一宮市条例第39号)付則第2条の規定により、地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第3項の特例の適用を受けるものであるときは、当該特例を受ける年度分については、適用しない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 付 則

この規則は、公布の日から施行する。